

## 東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱

平成25年7月10日  
告示第7号

改正 平成26年7月11日 告示第13号  
改正 平成27年3月31日 告示第6号  
改正 平成28年3月29日 告示第7号  
改正 平成29年3月31日 告示第7号  
改正 平成30年3月5日 告示第7号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第28号)第18条第1項第5号の規定に基づき、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)による被災者であつて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者(東日本大震災後に県内市町に転入してきた被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 保険料の減免を受けることができる被保険者は、東日本大震災による被災者であつて、次の各号のいずれかの事由に該当する者とする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていること。(平成23年4月22日に解除された地域を除く。)
- (2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域(平成23年9月30日に解除された緊急時避難準備区域をいう。以下同じ。)の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていること。
- (3) 特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいい、解除された地点を含む。以下

同じ。)に居住しているため、避難を行っていること。

(4) 広域連合長が認める第1号から第3号に準ずる特別の事由があること。

(減免の対象及び減免の額)

第3条 減免の対象となる保険料額は、平成25年4月2日から平成31年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する次の各号に掲げる保険料額とし、減免の額は当該各号の保険料額の全額とする。ただし、前条第1号又は第2号に該当する者はそれぞれの指示があった日の属する月からの保険料額を、同条第3号に該当する者は通知を受けた日の属する月からの保険料額を対象とする。

- (1) 平成24年度相当分の保険料額
- (2) 平成25年度相当分の保険料額
- (3) 平成26年度相当分の保険料額
- (4) 平成27年度相当分の保険料額
- (5) 平成28年度相当分の保険料額
- (6) 平成29年度相当分の保険料額
- (7) 平成30年度相当分の保険料額

2 前項の規定にかかわらず、旧緊急時避難準備区域等（前条第2号のうち旧緊急時避難準備区域又は同条第3号のうち平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点をいう。以下同じ。）の被保険者で世帯に属する被保険者の平成25年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯にあっては、平成26年度相当分保険料の減免額は、4月分から9月分までに相当する月割算定額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、旧避難指示解除準備区域等（前条第1号のうち平成26年度に指定が解除された避難指示解除準備区域又は同条第3号のうち平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点をいう。以下同じ。）の被保険者で世帯に属する被保険者の平成26年の令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯にあっては、平成27年度相当分保険料の減免額は、4月分から9月分までに相当する月割算定額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、旧緊急時避難準備区域等の被保険者で世帯に属する被保

険者の平成26年の令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯にあっては、平成27年度相当分の保険料額は減免の対象としない。

5 第1項の規定にかかわらず、前条第1号のうち平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域の被保険者で世帯に属する被保険者の平成27年の令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯にあっては、平成28年度相当分保険料の減免額は、4月分から9月分までに相当する月割算定額とする。

6 第1項の規定にかかわらず、旧緊急時避難準備区域等又は旧避難指示解除準備区域等の被保険者で世帯に属する被保険者の平成27年の令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯にあっては、平成28年度相当分の保険料額は減免の対象としない。

7 第1項の規定にかかわらず、旧居住制限区域等（前条第1号のうち平成28年度に指定が解除された居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域又は平成29年4月1日に指定が解除された居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域をいう。以下同じ。）の被保険者で世帯に属する被保険者の平成28年の令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯にあっては、平成29年度相当分保険料の減免額は、4月分から9月分までに相当する月割算定額とする。

8 第1項の規定にかかわらず、旧緊急時避難準備区域等、旧避難指示解除準備区域等又は平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域の被保険者で世帯に属する被保険者の平成28年の令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯にあっては、平成29年度相当分の保険料額は減免の対象としない。

9 第1項の規定にかかわらず、旧緊急時避難準備区域等、旧避難指示解除準備区域等、平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域等の被保険者で世帯に属する被保険者の平成29年の令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯にあっては、平成30年度相当分の保険料額は減免の対象としない。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第13号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第6号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第7号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第7号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第7号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。